

(表1) 農地法第3・4・5条・現況証明に必要な添付書類一覧表

添付書類	3 条	4・5条		現況証明	備 考
	町	届出	許可	町	
①申 請 書	2	2	3	2	
②土地登記事項証明書 (3ヶ月以内)	2	2	3	2	法務局 (インターネット取得は不可)
③案内図(都市計画図1/2500等)	2	2	3	2	
④整 理 図(公図)	2	2	3	2	税務課等 ※隣接地現況地目記入
⑤建物等平面図			3		設計士等
⑥建物等 配置図(排水計画図)		2	3	2	〃
⑦資力があることの証明(残高証明・預金通帳 の写し・融資証明書・融資証明申込書の写し 等)			3		金融機関等 ※転用申請者と融資を受ける者が 異なる場合は別途統柄が分かる書 類の添付が必要
⑧意見書(土地改良区)			3		土地改良区
⑨他法令許認可等写し			3		
⑩仮換地証明書・仮換地等指定通知・仮換地位置図・ 仮換地指定図		(2)	(3)		区画整理課
⑪農家基本台帳写し			(3)		産業振興課
⑫耕作面積証明書			(3)		〃
⑬営農計画書	2		(3)		
⑭事業計画書	(2)		(3)		
⑮家屋証明書等				2	税務課
⑯写 真				2	
⑰各種理由書	(2)		(3)		
⑱各種誓約書・同意書・承諾書	(2)		(3)		
⑲始 末 書			(3)		
⑳住民票、戸籍謄本等写し(3ヶ月以内)	(2)	(2)	(3)		住民課
㉑法人登記簿謄本(3ヶ月以内)	(2)		(3)		法務局
㉒〃 定 款	(2)		(3)		
㉓〃 決算書等	(2)		(3)		
㉔確定判決書・調停調書等	(2)		(3)		
㉕組合員名簿又は株主名簿の写し	(2)				農地所有適格法人で該当の場合
㉖委任状	(2)	(2)	(3)	(2)	代理人申請の場合

(●注1) 申請書以外の2部以上の添付書類については、1部原本が必要、(●注2) () 内は必要な場合のみ添付
(●注3) 4・5条届出及び現況証明は随時受付(県現況証明を除き約2週間で受理) 左記以外は、毎月5日受付締め切り
(5日が休日の場合には後日に繰り下げ。受付は締切日までに全て整った状態での受付となりますので、不備等がある場
合は翌月以降の受付とさせていただきます。) (●注4) 太陽光設備等の転用の場合、上記とは別に関係資料の添付が必要です。

(表2) 農地転用等に伴う土地改良区関係への提出書類

添付書類	3 条	4・5条		現況証明	備 考
	町	届出	許可	町	
意見書(土地改良区)		0	3	(1)	土地改良区
地区除外申請書		2	2	(1)	〃
農地転用等の通知・意見書		2	2	(1)	〃
排水承諾書(添付書類有)		2	2	(1)	〃

(●注1) 意見書(土地改良区)は表2の部数を準備し、土地改良区の手続きを経た後に表1の部数を転用手続きの際に添付、(●注2) () 内は必要な場合のみ添付